

定 款

網地島ライン株式会社

網地島ライン株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、網地島ライン株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 一般旅客定期航路事業
2. 売店および食堂の経営
3. 観光事業
4. 上記に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を宮城県石巻市に置く。

(支店営業所)

第4条 当社は、必要に応じ、取締役会の決議を以って、必要の地に支店、営業所を設けることができる。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、宮城県石巻市に於いて発行する、石巻日日新聞および石巻新聞に掲載してする。

(機関の設置)

第6条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第7条 当社の発行可能株式総数は、8万株とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により、当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の発行)

第10条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第11条 当社の発行する株券は、すべて記名式とし、1株券、10株券、100株券、500株券及び1,000株券の5種類とする。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第12条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第13条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第14条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当

会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- 2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第 15 条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 16 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 17 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 18 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。

(招集)

第 19 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 20 条 株主総会を招集するには、株主総会の日から1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 21 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会において取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 22 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第 23 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面

又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 24 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 25 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、当会社本店において 10 年間備え置くものとする。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 26 条 当会社の取締役は、3 名以上 7 名以内とする。

(取締役選任及び解任の方法)

第 27 条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 28 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された取締役の任期は、他の在任

取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 29 条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

- 2 代表取締役のうち 1 名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。
- 3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
- 4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から当会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第 30 条 取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
- 3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第 31 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第 32 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

- 2 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第 363 条第 2 項の規定により報告すべき事項を除く。）を

通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

第 33 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 34 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(報酬等)

第 35 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役

(員数)

第 36 条 当会社の監査役は、2 名以内とする。

監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

(監査役選任及び解任の方法)

第 37 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(任期)

第 38 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当等)

第 41 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 42 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されな
いときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上は当会社の現行定款に相違ありません。

令和 年 月 日

宮城県石巻市中央一丁目 14 番 5 号

網地島ライン株式会社

代表取締役 安 倍 友 一

令和 5 年度
網地島ライン株式会社
役員名簿

代表取締役	安倍	友一
取締役	阿部	欽一郎
取締役	安倍	洋平
取締役	阿部	正人
取締役	高橋	健浩
監査役	齋藤	正美
監査役	田中	光春

第1表 (離島航路第5表)

補助航路営業報告

1. 補助航路名 石巻～長渡

免許番号 東北第142号

区分	起点	寄港地					終点	計
港名	カドノワキ 門脇	チュウオウ 中央	オオドマリ 大泊	ニトダ 仁斗田	アジ 網地	フクワダシ 長渡	アサウ 鮎川	
各港間距離		1.5	18.5	2.0	6.2	7.8	5.0	41.0
航海時間	マーメイドII	7 (2)	45 (1)	7 (3)	16 (3)	19 (2)	14	108 (11)
	シーキャット	7 終点						7

区分	起点	寄港地					終点	計
港名	カドノワキ 門脇	オオドマリ 大泊	ニトダ 仁斗田	アジ 網地	フクワダシ 長渡	アサウ 鮎川		
各港間距離		17.0	2.0	6.2	7.8	5.0	38.0	
航海時間	シーキャット	25 (1)	7 (1)	9 (1)	13 (1)	12	66 (4)	

(注) 港名にはフリガナをつけること

() は停泊時間

2. 補助航路事業者 (法人についてはその住所、名称及び代表者の役職名、氏名)

住所 石巻市中央一丁目14番5号
 名称 網地島ライン株式会社
 役職名、氏名 代表取締役 安倍 友一

3. 航路営業報告

(1) 当期における当該航路の営業の概況
別紙

(2) 輸送量及び運航収益の増減の原因 (前期に比較して)

		令和4年度	令和5年度	増減	対前年比(%)	原因
		旅客	人員	67,029.5	80,527.5	13,498.0
	売上 (千円)	68,846	85,894	17,048	24.76	
自動車	台数	881	765	-116	-13.17	島内工事件数減少に伴うもの
	売上 (千円)	8,225	7,166	-1,059	-12.88	
貨物	トン数	292.40	266.99	-25.41	-8.69	島内工事の減少により工事資材輸送が減少、日用品運送の比率が多くなった
	売上 (千円)	9,697	10,263	566	5.84	
運航雑収入 (千円)		1,333	1,360	27	2.03	チャーター運航増加

(3) 航路損益及び各取扱量の増減の原因 (計画に比較して)
別紙

(4) 運航計画変更及び重要施設の得喪変更 (前期に比較して)

- 令和4年10月19日付認可 マーメイドII 船舶検査期間の延長
- 令和4年10月24日付認可 冬季ダイヤの発着時刻及び運航回数変更
- 令和5年 2月14日付認可 シーキャット船舶検査期間中の発着時刻及び運航回数の変更
- 令和5年 6月 8日付認可 新型コロナウイルス感染症患者発生の為の発着時刻及び運航回数の変更
- 令和5年 7月 7日付認可 マーメイドII 旅客定員の変更及び夏ダイヤの発着時刻及び運航回数の変更
- 令和5年 7月25日付認可 マーメイドII 機関故障の為の発着時刻の及び運航回数の変更
- 令和5年 9月 5日付認可 マーメイドII 船舶検査期間中の発着時刻及び運航回数の変更
- 令和5年 9月27日付認可 シーキャット船舶検査期間中の発着時刻及び運航回数の変更

別紙 第1表 3. 航路営業報告

(1) 当期における当該航路の営業の概況

(島内の環境)

会社創立(昭和53年)時2,400人ほどの人口が、震災前のH22年9月末585人となり、小中学校も廃校となり、過疎化は既に行き着くところまで行き着いていた。H23の大震災・大津波の直接的な被害は本土等と比べ比較的少なかったものの、島外への人口流失などにより、震災直後は563名、R5年9月末現在319名となっている。その反面、病院のある安心感から、島外から比較的若く、高学歴など有能な移住者も増加し、島内の公的組織や島起こし活動の代表になるなど世代交代も目立っている。コロナに関して昨年未だ数名の発症があり、今年に入ってからほぼゼロで有った。

(航路の概況)

輸送面では、平成11年9月設立された網小医院が定着し、離島民利用客の一つの主流であった通院客が激減し、それが島民輸送量のベースとなっている。運航面では、震災後のH23年12月より、応急修理した日本社社屋及び仮設された発着岸壁よりの運航、平成30年12月より中央一丁目の発着所及び待合所・本社事務所移転、付近の川まちゾーンとの一体的な観光拠点として、市内中心部における石巻観光の一翼を担っている。航路筋全ての岸壁が浮桟橋になり、高速カーフェリー「マーマーメイトII」が就航、高速純客船「シーキャット」もH31年2月就航し、現在安定した旅客輸送が行われている。高速二隻体制となり、オンシーズンにはコロナ対策として定員半減して運航しても、追便がしやすいためほぼスムーズな輸送が確保されている。令和5年5月8日以降通常定員へ戻している。

(観光面の動向)

*会社設立(昭和53年)から震災前まで、弊社独自の観光誘致策として、二回の「味のしま祭り」(ペーリリング銅像建立により、故郷デンマークとの国際交流によりイメーリアップ)、全島を花で満たし四季を通じた観光誘客を狙った「花の島運動」、「網地島バリ化計画」(白浜海水浴場にシュロの並木を造成したり、各種遊具を貸し出して賑わいや南国ムードを醸成するなど)の事業)に加え、椎名誠氏の著作よりヒントを得て、ご本人承諾の上網地島どわめき崎を「白の断崖」と命名してのPR、とりわけ田代島の猫に着目した各種施策は大ヒットし、国際的にも猫の島として知られるようになり、通年観光の主軸となっている。

*上記の施策は、網地島・白浜海水浴場以外の観光資源を発掘・創造し、観光誘致策を行い、通年安定した観光客確保が目的であった。結果、全旅客に占める観光客割合はH31年度において86%(～島民割引の実施により初めて明らかなになった)に達した。本年度は、コロナの影響で83%と、観光客比率が低下した。特に外国人客の多い田代島についてはその減少が深刻であるが、本年5月8日よりコロナが5類へ移行し徐々に外国人客が増加しつつある。また、前述の各種事業が震災後休止状態にあり、建造された高速船を活用した上記企画の復活・ブラッシュアップを計画していた矢先、コロナ問題が発生、あらゆる観光政策が打てない状況であったが、5類へ移行したことにより今後を期待するところである。

*石巻市営航路集約時に当社が危惧していた「運賃の安い鮎川からの乗船客増加」が現実となり、島民利用は石巻からの輸送人員を大幅に超え、平均単価を引き下げている。加えて昨今道路も整備された牡鹿半島ルートで、網地島をメイン会場にした種々のイベントの(逆)宣伝効果により、客単価1/3の鮎川からの渡島客がさらに増加し、そのまま長期継続的に旅客数増加に伴わない運賃収入(平均客単価の減少)となっている。ちなみに、鮎川からの渡島比率は、H30:29%、R5:27%と横這いとなっている。これについては、鮎川～網地島の適切な運賃改定等、早期の対策が必要と思われるが、コロナ禍が続き、未だ実施を見合わせている。

*離島民と観光客の輸送比率が大きく逆転した状況の下、コロナ後の収入を上げ続けていくためには観光客の増加しかなく、これに要する宣伝広告費・営業要員の人件費などの一般管理費の増加が必須であるが、現行制度では一般管理費は収入の21%という制約があり、十分な活動ができないので、「観光誘致対策費」などの名目で一般管理費から除外し独立した費目を創設するか、一般管理費の比率を上げるなど、現行の補助制度の見直しを実施し、弊社同様観光誘致努力をす事業者へのご支援をお願い申し上げる次第です。

(収支の概況)

収益全体では、海水浴場オープンなどにより昨年実績より680万円上回ったが、経費面では燃油高騰・コロナ対策の旅客定員減少による非効率運航など、前年比730万円の増加となり、最終欠損金は前年実績額の約46万円増、2億5,583万円となった。

損 益 計 算 書

(単位：円)

自 令和 4年10月 1日

網地島ライン 株式会社

至 令和 5年 9月30日

科 目	金	額
【売 上 高】		
旅客運賃収入	83,126,060	
手荷物運賃収入	2,516,030	
自動車航送料	7,166,260	
貨物運賃収入	8,162,110	
鮮魚運賃収入	2,101,079	
郵便航送料	1,080,688	
運行雑収入	1,360,567	105,512,794
【売 上 原 価】		
当期運送原価	347,872,881	
合 計	347,872,881	347,872,881
売 上 総 利 益		△242,360,087
【販売費及び一般管理費】		20,922,305
営 業 利 益		△263,282,392
【営業外収益】		
受取利息	3,219	
受取配当金	1,150	
国庫補助金等収入	257,424,899	
その他補助金等収入	4,353,890	
切手類売上	29,437	
雑 収 入	6,310,935	268,123,530
【営業外費用】		
支払利息	447,016	
切手類仕入	29,437	476,453
経 常 利 益		4,364,685
税引前当期純利益		4,364,685
法人税住民税及事業税		72,698
当 期 純 利 益		4,291,987

キャッシュ・フロー計算書
(間接法)

網地島ライン 株式会社

(単位:円) (期末)
自 令和4年10月1日
至 令和5年9月30日

項目	金額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	4,364,685
減価償却費	3,133,142
その他引当金の増加額	2,976,113
受取利息及び受取配当金	-4,369
支払利息	447,016
売上債権の増加額	-176,823
棚卸資産の増加額	-305,926
仕入債務の減少額	-87,632
未払金の減少額	-82,956
未収入金の減少額	16,181
預り金の増加額	1,311,710
その他の増減額	996,216
(小計)	12,587,357
利息及び配当金の受取額	4,369
利息の支払額	-447,016
法人税等の支払額	-72,698
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,072,012
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	-5,256,000
無形固定資産の売却による収入	156,000
長期前払費用の増加額	-120,504
投資活動によるキャッシュ・フロー	-5,220,504
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の減少額	-27,000,000
長期借入金の返済による支出	-2,928,000
自己株式の取得による支出	-300,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	-30,228,000
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	0
V 現金及び現金同等物の減少額	-23,376,492
VI 現金及び現金同等物期首残高	232,233,550
VII 現金及び現金同等物期末残高	208,857,058

航路名 石巻～長渡 東北第142号

事業者名 網地島ライン株式会社

1.航路の起点、寄港地、終点及びこれらの距離

港名	起点	寄港港			終点	合計
	ニダ 仁斗田	アジ 網地	フクダシ 長渡	アユカワ 鮎川	3	
各港間距離(km)	6.2	7.8	5	19.0km		
所要時間(分)	マーメイドⅡ 16(2)	19(2)	14	53(4)分		
	シーキャット 9(1)	14(1)	12	37(2)分		

港名	起点	寄港港					終点	合計
	アユカワ 鮎川	フクダシ 長渡	アジ 網地	ニダ 仁斗田	オオダマリ 大泊	カノノキ 門脇	チュウオウ 中央	6
各港間距離(km)	5	7.8	6.2	2.0	17	1.5	39.5km	
所要時間(分)	マーメイドⅡ 14(2)	19(2)	16(2)	8(1)	36(3)	8	111(10)分	
	シーキャット 12(1)	14(1)	9(1)	7(1)	25(3)	7	81(7)分	

港名	起点	寄港港				終点	合計
	チュウオウ 中央	オオダマリ 大泊	ニダ 仁斗田	アジ 網地	フクダシ 長渡	アユカワ 鮎川	6
各港間距離(km)	18.5	2.0	6.2	7.8	5.0	39.5km	
所要時間(分)	マーメイドⅡ 45	8 (3)	16 (3)	19 (3)	14	111(9)分	

港名	起点	寄港港				終点	合計
	アユカワ 鮎川	フクダシ 長渡	アジ 網地	ニダ 仁斗田	オオダマリ 大泊	チュウオウ 中央	6
各港間距離(km)	5	7.8	6.2	2	18.5	39.5km	
所要時間(分)	マーメイドⅡ 14(2)	19(2)	16(2)	8(1)	45	109(7)分	

起点	寄港港				終点	合計
港名	チュウオウ 中央	ガノキ 門脇	オオマリ 大泊	ニダ 仁斗田	アジ 網地	4
各港間距離(km)	1.5	17.0	2.0	6.2	26.7km	
所要時間(分)	シーキヤット 7(3)	25(1)	7(3)	9	55(7)分	

起点	寄港港				終点	合計
港名	アジ 網地	ニダ 仁斗田	オオマリ 大泊	ガノキ 門脇	チュウオウ 中央	4
各港間距離(km)	6.2	2.0	17.0	1.5	26.7km	
所要時間(分)	シーキヤット 9(3)	7(1)	25(3)	7	55(7)分	

起点	寄港港				終点	合計	
港名	ガノキ 門脇					チュウオウ 中央	1
各港間距離(km)	1.5				1.5km		
所要時間(分)	マーメイドⅡ 8				8分		

起点	寄港港				終点	合計	
港名	チュウオウ 中央					ガノキ 門脇	1
各港間距離(km)	1.5				1.5km		
所要時間(分)	マーメイドⅡ 8				8分		

起点	寄港港						終点	合計
港名	チュウオウ 中央	ガノキ 門脇	オオマリ 大泊	ニダ 仁斗田	アジ 網地	フワシ 長渡	フユカフ 鮎川	6
各港間距離(km)	1.5	17.0	2.0	6.2	7.8	5.0	39.5km	
所要時間(分)	マーメイドⅡ 8(3)	36(1)	8(3)	16(3)	19(3)	14	114(13)分	
	シーキヤット 7(3)	25(1)	7(3)	9(3)	14(3)	12	87(13)分	

起点	寄港港				終点	合計	
港名	フユカフ 鮎川	フワシ 長渡				アジ 網地	2
各港間距離(km)	5				7.8	12.8km	
所要時間(分)	シーキヤット 12(1)				14	27(1)分	

	起点	寄港港			終点	合計
港名	アユカワ 鮎川	フワクシ 長渡	アジ 網地	ニダ 仁斗田	3	
各港間距離(km)	5	7.8	6.2	19.0km		
所要時間(分)	マーメイドⅡ 14(2)	19(2)	16	53(4)分		
	シーキャット 12(1)	14(1)	9	37(2)分		

*所要時間合計欄は各港停泊時間()を加算した。

(注)港名にはフリガナをつけること。

3.使用船舶(予備選を含む。)の明細

船名	船舶の種類	船質	進水年月	船舶所有者	総トン数	貨物積載容積	自動車航送に係る自動車積載面積	旅客定員(等級別に記載すること。)	主機の種類	連続最大出力	航海速力
マーメイドⅡ	旅客船兼自動車渡船	鋼	H30.4月	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設 整備支援機構 網地島ライン株式会社	113トン	52.0㎡	47.8㎡	231人	ディーゼル	2,276PS	16.904ノット
シーキャット	旅客船	軽合金	H30.12月	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設 整備支援機構 網地島ライン株式会社	109トン	43.586㎡		220人	ディーゼル	3,318PS	25.0ノット
(アルティア)	旅客船	軽合金	H9.2月	潮プランニング(株)	19トン			65人	ディーゼル	1,200PS	21.0ノット
(ベガ)	旅客船	軽合金	H5.1月	潮プランニング(株)	19トン			62人	ディーゼル	1,400PS	21.0ノット

(注)予備船の船名は、かっこ書きとすること。

4.運航回数及び発着時刻表

(1)使用船舶別の運航回数

船名	運航系統	航路距離	運航期間	運航回数(片道)
マーメイドⅡ	門脇～中央～門脇～大泊～仁斗田 ～網地～長渡～鮎川	41.0km	通年(トック・夏 期間を除く)	1,412
	夏期間(7～8月)臨時増便有			
シーキャット	中央～門脇～大泊～仁斗田～網地 ～長渡～鮎川	39.5km	通年(トック・夏 期間を除く)	2,371
計				3,783

(注)1.予備船の船名はかっこ書きとすること。

2.運航系統の欄には、直行便、抜港便又は折返し便ごとに、それぞれの起点、寄港地、終点、折返し地点等を記載すること。

3.航路距離の欄には、各運航系統ごとの距離を記載すること。

(2)発着時刻表 別紙発着時刻表